

# 三重県高等学校ゴルフ連盟 連盟規約

## 第1章 総 則

第1条（名称）本連盟は三重県高等学校ゴルフ連盟と称する。

第2条（目的）本連盟はゴルフを通じて、心身を鍛え、エチケット・マナーを身につけさせるなど社会人の基礎となる資質の育成とゴルフ競技の普及発展に努めることを目的とする。

第3条（事業）本連盟は前条の目的達成するために次の事業を行う。

1. 競技会を開催
2. ゴルフのエチケット、ルール、技術等の研究と普及活動
3. 他団体との連絡調整
4. 会議の開催
5. その他

第4条（組織）本連盟は次の団体及び個人で以て構成する。

1. 三重県内に所在する全日制の高等学校及び中学校を代表するゴルフ部、又はゴルフ同好会
2. ゴルフ部又はゴルフ同好会の組織を持たない高等学校及び中学校の生徒

第5条（加入の手続き）本連盟に加入しようとする団体及び個人は次の手続きをすること。

1. ゴルフ部、又はゴルフ同好会は学校長をもって文書で申請すること
2. ゴルフ部、又はゴルフ同好会の組織を持たない学校の生徒は学校長の承認をもらって申請する。中学生において、やむを得ない事情がある場合は親権者かそれに代わる者の名をもって文書で申請し、会長の承認を必要とする。

## 第2章 役 員

第7条（役員）本連盟に次の役員を置く。

- |      |      |     |
|------|------|-----|
| (1)  | 会 長  | 1名  |
| (2)  | 副会長  | 若干名 |
| (3)  | 理事長  | 1名  |
| (4)  | 副理事長 | 2名  |
| (5)  | 理事   | 若干名 |
| (6)  | 事務局長 | 1名  |
| (7)  | 会計   | 1名  |
| (8)  | 監査   | 2名  |
| (9)  | 顧問   | 若干名 |
| (10) | 参 与  | 若干名 |

## 第 8 条（役員の仕事）

1. 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
3. 理事長は第 3 条の事業遂行のため諸計画を立案し企画運営等その処理にあたる。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは職務を代行する。
5. 理事は理事会に出席し会務の審議・執行にあたる。
6. 事務局長は本連盟の事務処理を行う。
7. 会計は本連盟の会計を行う。
8. 監査は会計を監査する。
9. 顧問は重要事項について諮問に応じる。
10. 参与は会務遂行について諮問に応じる。

## 第 9 条（役員を選出）

1. 会長・副会長は理事会において推薦する。
2. 理事長・副理事長は理事会において互選する。
3. 理事はクラブ顧問会において推薦する。
4. 事務局長・会計・監査はクラブ顧問会において推薦する。
5. 顧問・参与は会長の推薦によりおくことができる。

第 10 条（役員の仕事） 役員の仕事は 2 ヶ年とする。但し再任は防げない。  
なお理事はクラブ顧問の職を退いたときその資格を失う。

## 第 3 章 会 議

第 11 条（会議の種類） 本連盟の会議はクラブ顧問会と理事会とする。

### 第 12 条（理事会）

1. 会長が召集し年 1 回は開催する。
2. クラブ顧問会に代わり必要事項を審議し決定する。ただし、その決定事項はクラブ顧問会議に報告し承認を得るものとする。
3. 会議の成立は構成員の半数以上の出席を必要とする。
4. 議決は多数決とし可否同数の場合は議長が決する。

### 第 13 条（クラブ顧問会議）

1. 会長が召集し年 1 回以上開催する。又加盟校の半数以上より、会議の目的及び理由を明示して要求があった場合に開催する。
2. 加盟校クラブ顧問より成り、教育的見地から本連盟の企画・運営等について協議し、決定を行う。
3. 会議の成立は構成員の半数以上の出席を必要とする。
4. 議決は多数決とし可否同数の場合は議長が決する。

## 第 4 章 会 計

第14条（会計年度）本連盟の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日までとする。

第15条（経費）本連盟の経費は次に掲げるものをもってあてる。

1. 団体登録費
2. 個人登録費
3. 競技参加料
4. 寄付金
5. その他

第16条（登録費）本連盟への登録費は下記の通りとする。

1. 団体登録費 30,000円  
(全国1,000円、中部4,000円、三重県25,000円)
2. 個人登録費  
高校生 3,000円  
(全国500円、中部1500円、三重県1,000円)  
中学生 1,000円  
(全国500円、中部500円)

## 第 5 章 補 則

第17条（規約改正）本規約の改正はクラブ顧問会議の議決を必要とする。

< 付 則 >

この規約は昭和62年4月18日より施行する。尚、加盟校が10校前後になるまではクラブ顧問会が理事会を兼ねるものとする。

平成7年4月1日より規約第6条を破棄する。  
平成7年4月1日より規約第7条・第8条を一部改定する。  
平成8年4月1日より規約第7条を一部改定する。  
平成10年4月1日より規約第16条を一部改定する。  
平成12年4月1日より規約第7条・第8条・第16条を一部改定する。  
平成24年4月1日より規約第16条を一部改定する。

# 競技規定

## 第1章 総則

- 第1条 本規定は、三重県高等学校ゴルフ連盟の主催する競技会に対して適用する。ただし、本規定は競技会に対する適用を趣旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会制定の該当年度競技規則による。
- 第2条 大会役員は会長が委嘱する。
- 第3条 競技会スケジュールは顧問会、又は理事会において決定する。
- 第4条 大会においては、必ず顧問（顧問に準ずる教職員）、または親権者（親権者に代わる者）の引率を必要とする。引率なき場合は失格もあり得る。

## 第2章 競技者

- 第5条 競技会参加資格は本連盟加盟の生徒でアマチュアたる資格を保有し、かつ、本連盟に登録したものとする。ただし、高等専門学校、及び朝鮮高級学校在籍の3年生で18歳以下の者。

### 第6条 競技者の義務

1. 競技運営に関しては、競技委員の指示に従うこと。
2. エチケット、ルール並びに競技管理上あらゆる規定を熟知し、かつ、厳守すること。
3. プレーは迅速に行うこと。（4サムの場合18ホール5時間以内を厳守）
4. ルールブック、サンドバック、グリーンフォークを常に携帯し、帽子は常に着用すること。
5. 常に高校生スポーツマンとして立派な態度を保持し、公正な行動を心がけ、言葉を慎むこと。
6. 前のドロウに正当な理由なく1ホール以上遅れるか、または15分以上遅れたドロウにはペナルティを与える。
7. 正当な理由なくアピアーに遅れた者は失格とする。
8. 頭髪、服装について
  - 開、閉会式は各校の制服または競技服を着用のこと。
  - 競技服は以下のものとする。
    - ★ユニホームのある学校においては日本高等学校ゴルフ連盟ユニホーム規定に準じたものとする。
    - ※日本高等学校ゴルフ連盟HP参照
  - パーマ、アイパー、染色の頭髪は厳禁とする。その他は各校の頭髪規定に準ずる。

### 第7条 参加申込の方法

1. 出場希望校（者）は申込締切期日までに定められた様式にて申込のこと。
2. やむを得ず事情のため出場を取り消す場合は、競技当日までに大会実行委員長にその旨を申し出ること。

### 第 3 章 競技会

第 8 条 本連盟主催・主管・共催の競技会は次の通りとする。

開催月	競技会・事業名	出場資格
5月	三重県高等学校総合体育大会 ゴルフ競技・学校対抗戦 (全国大会団体戦県予選)	団体登録校
7月	全国高等学校ゴルフ選手権県予選 全国中学校ゴルフ選手権県予選	加盟者
8月	三重テレビカップ	特になし
12月	三重県高等学校ゴルフ選手権 全国中学校ゴルフ選手権春季大会三重県予選	加盟者 加盟者の内 1・2年生
2月上旬	三重県高等学校ゴルフ選手権 新人大会 (全国大会春季大会県予選)	加盟者の内 1・2年生

その他、必要に応じ競技会を実施する。